

新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立中央病院清掃業務委託に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和6年3月19日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

新潟県立中央病院清掃業務委託（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立中央病院清掃業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「プロポーザル募集要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル募集要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

令和6年3月19日（火）から令和6年4月10日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課

電話番号025-522-7711

(3) 質問書の提出 プロポーザル募集要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和6年4月15日（月）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15で定める基準に適合する者であること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。

(8) 300床以上の病床数を有する病院の清掃業務を、令和3年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(9) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たし、医療関連サービスマークの交付を受けている者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル募集要領による。

(2) 提出期限

令和6年4月10日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院清掃業務委託参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル募集要領による。

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立中央病院清掃業務委託提案書等在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立中央病院清掃業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

エ 提案のプレゼンテーション等を行う義務があったが行わなかった者

オ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(4) プレゼンテーション等の実施

提案書について、プレゼンテーション及び実地試験を実施する。（プレゼンテーションにおいては受託責任者となる者の同席が望ましい。）ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーション等を求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された提案書、プレゼンテーション等の結果を審査し、最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について、契約締結の交渉を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 履行期限

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、プロポーザル募集要領により必要書類を提出すること。

(7) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Cleaning work outsourcing

(2) Deadline for Application

April 10 , 2024 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

May 10 , 2024 5 : 15 P.M.

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Office : Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Central Hospital

Address : 205 Shinnan-cho, Joetsu City, Niigata
943-0192 Japan

Tel : 025-522-7711

Fax : 025-521-3720